

## 業務委託契約書

一般財団法人雇用開発センター（以下「甲」という）と 株式会社サークルワイズ（以下「乙」という）とは、甲が乙に対して委託する人材コンサルティング業務（以下、「委託業務」という）に関し、その基本的事項について、次の通り業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 業務内容および実施日時

委託業務とは人材紹介活動に関する提案、仲介、研修等を含む包括的活動のことをいう。

### 第2条 業務遂行場所および運用サイト

第1条で定めた業務の遂行場所は、甲の事業所内又は事前に認めた場所とする。

### 第3条 委託料

1. 業務委託の対価として、甲が乙に支払う委託料は、人材紹介の成約1件につき、手数料から甲の仕入れ値を減額した額に対して、業務内容を勘案し、以下の比率で支払う。
  - ①乙が紹介した候補者が求人会社に転職した場合は、紹介手数料の10%（消費税別）とする。
  - ②乙が紹介した求人会社に転職した場合は、更に紹介手数料の10%（消費税別）を上乗せする。
  - ③他のコンサルタントと協働で業務を遂行した場合は、甲の事務局長が裁定した貢献度に応じて按分する。
2. 業務遂行上必要な交通費等の経費及び、遠隔地出張の場合の交通費、宿泊費等は事前申告の上、別途実費にて請求することができる。
3. 成約後、予定していた人材の活動に取消しがあった場合は、各々の返戻金規定（成約企業、媒体により可変する）に基づき委託料の全額または一部を乙が甲に返還するものとする。

### 第4条 委託料の支払い

1. 甲は、3条の2の経費相当分は毎月20日に締め切り、当月末日まで乙に支払うするものとする。尚、払込手数料は甲の負担とする。
2. 甲は、3条の1について人材業務委託の成約後に成功報酬が甲に入金された後、7営業日以内に乙の指定する銀行口座宛に振込にて支払うものとする。尚、払込手数料は甲の負担とする。
3. 甲が委託料の支払いを滞ったときには、乙は直ちに業務を停止することができる。

### 第5条 機密保持

1. 甲及び乙は、機密情報を、本契約及び個別契約の目的達成の目的においてのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。
2. 甲及び乙は、委託業務遂行のため必要な場合のほか、対象情報の複製、複写、加工等の行為をしてはならない。
3. 甲及び乙は、相手方による事前の書面による承諾なしに、機密情報を第三者に開示・漏えい

してはならない。

4. 甲及び乙は、本契約終了後、相手方からの指示があったときには、速やかに機密情報（複製物、複写物等を含む。）を返還するものとする。このとき、返還が不可能もしくは著しく困難な場合には機密情報（複製物、複写物等を含む。）を直ちに廃棄・消去するものとする。相手方からの指示がない場合、嚴重に保管の上、契約終了後3年以内に破棄する。
5. 甲及び乙は、機密情報の受入、利用、返却、破棄等の全ての段階において責任を有するものであり、かかる責任を全うするために従業員・役員・それに準じるものに機密保持義務の内容を周知させた上で遵守させる等必要な対策を講ずる。

#### 第6条 再委託

1. 乙は委託業務の全部又は一部につき、事前に甲の承認を得て、第三者に再委託することができる。
2. 前項の規定に基づき、乙が第三者に再委託を行う場合には、乙は第5条と同内容の機密保持契約を当該第三者との間で締結するものとする。

#### 第7条 契約期間

本覚書の契約期間は、2021年9月1日から2022年3月31日までとする。期間内における通常解約は甲乙双方とも1ヶ月前に申し出でることとし、書面で告知する。

#### 第8条 契約の解除

甲及び乙は、相手方が次の各号に該当するときは直ちに契約を解除することができる。

1. 本契約の各条項に違反し、相手方からの警告を受けたにもかかわらず、その催告を受けた日から3日間以内に違反が是正されなかったとき。
2. 差押、仮差押、仮処分、競売もしくは租税滞納処分等公権力の処分を受け又は監督官庁より営業停止あるいは営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき。
3. 破産、会社整理、民事再生、会社更生等の申立があったとき、解散したとき又は清算（特別清算を含む。）もしくは私的整理の手続きに入ったとき。
4. 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき。

#### 第9条（暴力団等反社会的勢力の排除）

1. 甲乙ともに、本件契約時において、暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲乙ともに前項の該当性の判断のために調査を要とした場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

#### 第10条 損害賠償

甲及び乙は、本契約に違反することにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

## 第11条 合意管轄

本契約に関して生じた一切の甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第12条 協議

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に従い、協議の上解決を図るものとする。

本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2021年9月1日

甲：

東京都千代田区永田町一丁目11番28号  
一般財団法人雇用開発センター  
代表理事 中道 浩

乙：

埼玉県草加市瀬崎五丁目19番10号  
株式会社サークルワイズ  
代表取締役 CEO 五郎丸聡司